

# 増毛町森林整備計画書（変更案）

計画期間 自 令和 4年 4月 1日  
至 令和14年 3月31日

【樹立 令和4年 4月 1日】  
【変更 令和5年 4月 1日】

増 毛 町

## 計画変更の理由と始期

### 1 変更理由

地域森林計画の変更に合わせて、次のとおり増毛町森林整備計画を変更します。

- (1) 計画の対象とする森林の区域の移動による
- (2) トドマツ施業方法の見直し
- (3) 特に効率的な施業が可能な森林の設定

### 2 変更始期

令和5年4月1日から適用する。

# 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	6
1	森林整備の現状と課題	6
2	森林整備の基本方針	6
	(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	6
	(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	7
3	森林施業の合理化に関する基本方針	9
II	森林の整備に関する事項	9
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	9
1	樹種別の立木の標準伐期齢	9
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	11
第2	造林に関する事項	11
1	人工造林に関する事項	11
	(1) 人工造林の対象樹種	11
	(2) 人工造林の標準的な方法	12
	(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	13
2	天然更新に関する事項	13
	(1) 天然更新の対象樹種	14
	(2) 天然更新の標準的な方法	14
	(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する事項	15
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	15
	(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	15
	(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	15
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	15
	(1) 造林の対象樹種	15
	(2) 生育し得る最大の立木本数	15
5	その他必要な事項	16
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	16
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	16
2	保育の種類別の標準的な方法	16
	(1) 育成単層林施業	16
	(2) 育成複層林施業	17
3	その他必要な事項	17
	(1) その他間伐及び保育に関する留意事項	17
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
	(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	18
	(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林	18
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	19
	(1) 区域の設定	19
	(2) 森林施業の方法	19
3	その他必要な事項	19
	(1) 水質源保全ゾーン	19
	(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	20
	(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	20
	(4) 施業実施協定の締結の促進方法	22

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	22
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	22
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	22
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	23
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	23
5	その他必要な事項	23
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	23
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	23
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	23
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	23
4	その他必要な事項	24
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	24
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	24
(1)	路網密度の水準	24
(2)	作業システムに関する基本的な考え方	24
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	25
3	作業路網の整備に関する事項	25
(1)	基幹路網に関する事項	25
(2)	細部路網に関する事項	26
(3)	基幹路網の維持管理に関する事項	26
4	その他必要な事項	26
第8	その他必要な事項	26
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	26
(1)	人材の育成・確保	26
(2)	林業事業体の経営体質強化	27
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	27
(1)	林業機械化の促進方法	27
(2)	高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	27
(3)	林業機械化の促進方策	27
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	28
<b>III</b>	<b>森林の保護に関する事項</b>	<b>28</b>
第1	鳥獣害の防止に関する事項	28
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
(1)	区域の設定	28
(2)	鳥獣害の防止の方法	28
2	その他必要な事項	28
第2	森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護に関する事項	29
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	29
(1)	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	29
(2)	その他	29
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	29
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	29
5	その他必要な事項	29
(1)	病虫害の駆除を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	29
(2)	その他	29
<b>IV</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項</b>	<b>30</b>
1	保健機能森林の区域	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	30
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	30

(1) 森林保護施設の整備	30
(2) 立木の期待平均樹高	30
4 その他必要な事項	30
<b>V その他森林の整備のために必要な事項</b>	<b>31</b>
1 森林経営計画の作成に関する事項	31
(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	31
(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	31
2 生活環境の整備に関する事項	31
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	31
4 森林の総合利用の推進に関する事項	31
5 住民参加による森林の整備に関する事項	31
(1) 地域住民参加による取組に関する事項	31
(2) 上下流連携による取組に関する事項	31
(3) その他	31
6 その他必要な事項	32
(1) 特定保安林の整備に関する事項	32
(2) 保安林その他制限林の施業方法	32
(3) 森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項	35
(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林 に関する事項	35
別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	36
別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域	44
別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	50
別表4 鳥獣害の防止の方法	52

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、留萌振興局の最南端に位置し、南部は暑寒別岳を主峰とする増毛山地が連なり、この一帯は暑寒別天売焼尻国定公園区域となっている。

この山並みを水源とする暑寒別川が町の中央を流れており、市街地や耕作地が開け集落が形成されている。

本町の総面積は約37,000haであり、森林に恵まれており、森林面積は約32,192haで、総面積の87%を占めている。民有林面積は、約22,018haで、その内訳は一般民有林が約7,372ha、道有林が約14,646haとなっている。また、一般民有林のうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は約3,464haで、年齢構成では、6～11年齢（26～55年生）の林分が大半を占めており、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。

また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められている機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

北東部の阿分・信砂・舎熊地区は、古くよりトドマツを中心とした造林が行われており、林齢の高い地区も見受けられる。また、箸別・湯の沢地区はトドマツ・アカエゾマツを中心に近年積極的に造林を推進している。

北東部の信砂地区及び南部の暑寒沢地区は、地盤が脆弱で土砂の流出や崩壊などのおそれがあるとともに、下流域に農地や漁場があることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が求められている。

南部の暑寒沢地区は、標高も高く暑寒別岳を背に積雪が多く成長が遅くなっている。

北西部の別荘地区は、天然林が多く存し年齢構成も他の地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要である。

南西部の岩尾地区は、国道の開通が遅れたことにより造林についてもほとんど実施されていないが、雄冬岩石公園の整備により周辺の広葉樹林等について、住民の憩いの場として期待されている。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、地域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。また、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件並び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全を求められている森林について、「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求め

られる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復、並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に、優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	環境生活保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能  文化機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林。 史跡・名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施	保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの

生物多様性 保全機能		設が整備されている森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息する森林。	場として期待される森林にあつては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。また、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能 等維持林	(前頁の余白)	
文化機能	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	水辺における生態系保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
生物多様性 保全機能		保護地域タイプ	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

ア 森林の整備及び保全に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

育成単層林施業	・森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林とし、人為により成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林
育成複層林施業	・森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲または同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林



天然生林施業	・主として自然に散布された種子などにより森林を成立し、維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図れる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林
--------	-----------------------------------	---

イ 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

ウ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに安定的、効率的に木材を供給出来る体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性を含めた木材需給の動向と見直しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

本増毛町における立木の標準伐期齢は、次表の林齢を基礎として、増毛町内の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に利用されます。

樹 種		林 齢
人工林	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	35
	トドマツ	40
	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹(注)	25

(注)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、森林経営計画の認定基準や保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を示します。

なお、立木も伐採・搬出にあたっては、国が示す主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け林野庁長官通知）に即した方法により伐採するとともに、第3の5（5）林産物の搬出方法及び第4の1（2）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法と整合して伐採を行うこととします。

また、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。

### （ア）皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地は連続することが無いよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮します。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

### （イ）択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の育成状況等を勘案することとします。

イ 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業を伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域に地形や地質等を十分に確認したうえで配置の計画や施工することとします。

なお、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条等を整理することとします。特に伐採後の更新を天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。

エ 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

### 3 その他必要な事項

ア 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林、天然林を問わず所要の保護樹林帯を設置することとします。

イ 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地帯

b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い等

c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

## 第2 造林に関する事項

I の2の森林整備の本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により人工造林をすることとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、人工造林に当たっては、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

なお、人工造林の対象樹種及び標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）、伐採跡地の人工造林を実施すべき期間は、森林所有者が人工造林を行う際の規範となります。

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既住の成林状況など適地敵木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等を勘案することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとし、本計画区は、地域特有の樹木であるブナやヒノキアスナロ（ヒバ）などが自生している地域であり、郷土樹種を保存する観点から、造林樹種として考慮するものとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等の勘察し、造林樹種を選定するものとします。

以上を踏まえ、当町における人工造林の対象樹種を次のとおりとします。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、ヤチダモ、カツラ、ミズナラ、カンバ類、ハンノキ、シナノキ、その他郷土樹種

注：なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業者及指導員と相談の上適切な樹種を選定することに努めるとします。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### (ア) 育成単層林を導入または維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うものとします。

b 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

c 植栽時期は、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

d 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘察して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘察し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減を積極的に検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性が向上したグイマツ雑種 F1 やクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

e 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

なお、コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べて植栽時期が延長できることから、第2の(2)の(ア)のcの時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500	2, 500
中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000
疎仕立て	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植栽時期
春 植	トド、アカエゾマツ カラマツ、その他	4月下旬～6月上旬
秋 植	トド、アカエゾマツ カラマツ、その他	9月上旬～11月中旬

(イ) 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

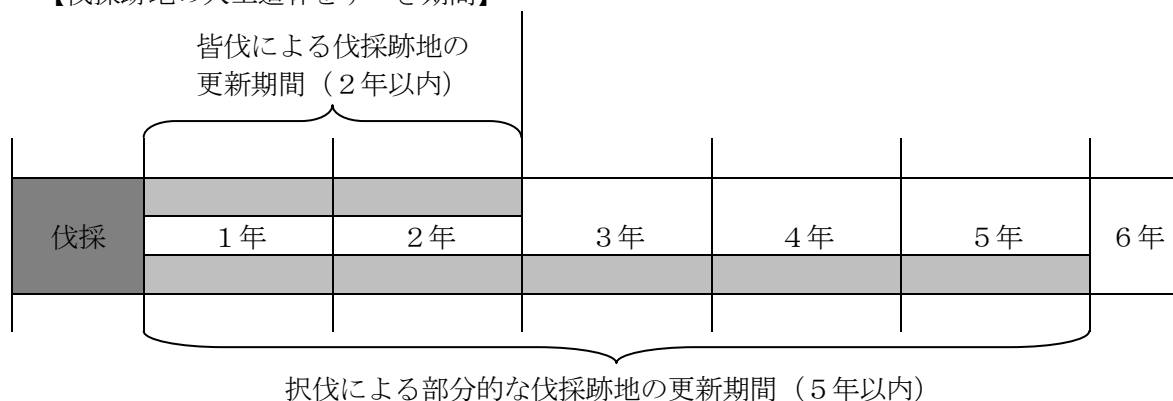
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間】



2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種を、次のとおりとします。なお、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

区 分	樹 種 名
天然更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、シナノキ、ハリギリ、カンバ類、ヤチダモ、ハンノキ類など

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新の完了の判断基準

Ⅱの第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齡林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数(注6)は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)」によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齡林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木密度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数} \times 10 \quad (\text{注6})$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/ha
上層(その他の針葉樹)	600本/ha

針

上層:母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林(天然林の標準伐期齡)

中層:伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層:中層木よりも樹冠面積の小さいもの

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所のについては、刈出しを行うものとし、

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとし、

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保するものとし、

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとし、

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する事項

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内に更新を完了させるものとし、

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとし、

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとし、

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案します。

① 気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況などを勘案することとし、

また次の箇所は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとし、

① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれている森林

③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の応報が定められている森林

④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

特にトドマツ、カラマツなどの人工林資源の保続を図るとともに、増毛町では、第4の2において木材等生産林の区域に位置づけられている森林のうち人工林、公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーンの全森林について指定します。指定する森林区域は別表3のとおりとし、

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 (1) による

イ 天然更新の場合

2 (1) による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)において記載している別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとし、

## 5 その他必要な事項

- (1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。
- (2) 伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育については、Iの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施するものとします。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (ア) 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとします。
- (イ) 間伐に当たっては、森林資源の資質向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとします。  
なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	施業体系	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの 交配種を含む) (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	26	36	48			選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年 標準伐期齢以上：12年
トドマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：600本/ha	20	30	40			選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：10年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数 2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	23	30	40	52	65	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)20～35% 間伐間隔年数(平均) 標準伐期齢未満：10年

注)「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」、「カラマツ人工施業の手引き(北海道立林業試験場監修)」、「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き((地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)」等を参考とした。

注) 植栽本数、主伐時期の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること

(ウ) 保育コストの低減を図り、労働災害防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進し、施業の集約化・効率化に努めることとします。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

##### (1) 育成単層林施業

- ア 下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な



時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

イ 除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘定し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

ウ つる切り育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【表】

樹種	年										
	植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	②	①	①	①	①		
	秋		②	②	②	①	①	①	①	①	
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

樹種	年										
	植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春						△				
	秋							△			
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

①：下刈1回刈 ②：下刈2回刈 △：つる切り、除伐

(2) 育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします。ない、保育の方法等については、(1) 育成単層林に準じます。

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林（水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林）です。

また、公益的機能別施業森林以外の区域については、Iの2の森林整備の基本方針において示した「木材等生産林」として整備を進めるものとします。

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区水区域や主な河川の上流に位置する水源周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を發揮させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

#### (2) 土地に関する災害の防止、及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

##### ア 区域の設定

##### ① 土地に関する災害の防止、及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

##### ① 土地に関する災害の防止、及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林）

伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、急傾斜地などに位置し、機能を發揮させる必要のある森林は択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外は複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で一部を皆伐することを可能とする。

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生活環境保全林）

伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を發揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外は複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で一部を皆伐することを可能とする。

- ③ 保険文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）  
伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外は複層林施業を行うこととする。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で一部を皆伐することを可能とする。

なお、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべきとして定めることとします。

なお、それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材生産等機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材等生産機能の維持増進を図り、また、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林として定めます。（別表1のとおり定めます。）

### (2) 森林施業の方法

主伐の時期及び方法を定めると共に、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、路網整備、森林施業の集約化や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、木材等生産林においては製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安として定めることとします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	主伐時期の平均直径（参考）
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	60年	中庸仕立て	30cm
トドマツ	60年	中庸仕立て	23cm
アカエゾマツ	80年	中庸仕立て	28cm

## 3 その他必要な事項

増毛町の特性に応じた森林の整備、管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

### (1) 水資源保全ゾーン

#### ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の縮小を行うべき森林を、別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。伐採跡地については早期に確実に更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

※参考資料【地域森林計画が示す区域設定の基準と施業方法の指針】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源涵養林	水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム修水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林などに水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のあ

	流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で定める。	る森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
生活環境保全林  (生活環境保全林)	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

(注) 長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢をこえる林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乘ゼーニング(注1)】

森林の区域	区域設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン	水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。 特に、北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林についても、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小(注2)及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。

生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとする。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を図ることとする。

(注1) 上乘せゾーニングとは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乘せして設定されたゾーニングです。

(注2) 皆伐を行う場合の面積の上限は、原則として10ヘクタールを下限として定めることとします。

#### (4) 施業実施協定の締結の促進方法

町や森林組合、企業、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備することとします。施業委託や路網の整備により、地域の森林整備を森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

小規模所有者が施業を行うに当たり、必要があれば町及び森林組合等が支援する体制を整え、森林所有者間の合意形成を図ることが必要なため、懇談会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより合意形成を図ります。

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

#### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当増毛町における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者の70%、また、管内の一般民有林のうち、82%は、トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、留萌南部森林組合及びその他の民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模を拡大します。

#### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要となる森林情報の提供及び助言・あっせんなど推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体へ委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するほか、施業集約化等をにやう森林施業プランナーの育成を進めることとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の委託等を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（5ヵ年間）において、自ら森林の経営を行うことが出来るよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画になるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の経営管理の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

### 5 その他必要な事項

特になし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する北海道、町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林面積を所有形態別にみると国有林11,253ha(34%)、道有林14,634ha(44%)、町有林が1,585ha(5%)私有林等5,798ha(17%)となっています。

特に私有林についてみると、森林所有者は790人で、うち職業別所有者では農家が27%で面積の22%を占めています。

今後、森林組合が中心となり地域協議会の開催、啓蒙普及活動により、不在町森林所有者に対して施業推進の働きかけを行い、施業共同化の推進を図る一方、総合的担い手としての機能を発揮すべき作業班員の技術研修を行い事業の円滑な推進に努めます。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。

森林所有者等へ施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、森林組合等への施業等の集約化を図るものとします。特に、不在町森林所有者への普及啓蒙活動を強化し、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で森林施業計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成することに努めることとします。

- ア 森林施業計画を共同で作成する者(以下「共同作成者」という)全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。
- イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- ウ 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

#### 4 その他必要な事項

特になし

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

#### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

##### (1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度:m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~15° )	車輛系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地(15° ~30° )	車輛系作業システム	85 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~)	架線系作業システム	20<15> 以上	20<15> 以上

注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

注3)「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網度。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない作業(造林、保育)を行う箇所に適用するものではありません。

##### (2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に処理することとします。



傾斜区分	伐 倒	集材《木寄せ》	造 材	巻 立 て
緩傾斜地 (0° ~15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセ ッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッダ【全木】	ハーベスタ・プロセ ッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
《グラップルローダ》		(ハーベスタ)		
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (16° ~30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセ ッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (31° ~)	チェーンソー	スイングヤダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセ ッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ ( ) は全工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

## 2 路網密度と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
	ha		m		
		該当無し			

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ①基幹路網の作設にかかる留意点

安全性の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

#### ②基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	地区	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	増毛町	別荘線	1			①	
〃	〃	〃	〃	中歌山の神線	1			②	
〃	〃	〃	〃	箸別線	1			③	
〃	〃	〃	〃	笹沼湯の沢線	1			④	
	小計				4				

(2) 細部路網に関すること

① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年1月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学校（北森カレッジ）等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進することとします。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準に確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。これらと合わせ、森林組合との事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に務める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進するものとします。

(1) 人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者として指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ICT等を活用したスマート林業など高度な技術や専門知識を有する技術者を育成することとします。

北森カレッジでは林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身につけ、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成するため、地域や産学官と連携し特徴ある森林を活用した実践的な教育により、道内各地で活躍できる人材を育成することとします。

また、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の林業事業体や教育機関、市町村などで構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住希望者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。

就業後は、教育・能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るための研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種と連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワー

クづくりの支援などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めることとします。

## (2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進するものとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援するものとします。

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択できるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒や、枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

本町の森林の人工林は9歳級以下が大半であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著であります。

また、林業就労労働者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題であります。

### (1) 林業機械化の促進方向

このようなことから、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

- ① 森林組合によるタワーヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ③ 間伐の早急な実施を維持するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等を推進する

### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状(参考)	将来
伐倒・造材・集材	緩傾斜	伐木造材⇒チェーンソー 集材⇒ブルドーザー	伐木⇒ハーベスタ、集材⇒スキッド、造材⇒プロセッサ
	急傾斜	伐木造材⇒チェーンソー 集材⇒人力	伐木⇒チェーンソー 集材・造材⇒プロセッサ
造林・保育等	地拵、下刈	刈払機・チェーンソー 一部ブルドーザー	ブルドーザー
	枝打ち	ナタ、ノコ	枝打ち機、一部ナタ、ノコ

### (3) 林業機械化の促進方策

森林施業は、森林組合が主体となり実施していることから、公共補助事業等のPRを推進し、事業量の安定的な確保を図ることにより、森林組合の経営的な基盤の強化を促進し、林業機械化による更なる施業の合理化を目指します。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の持続を確保する取組を実施することが重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、地材地消の推進に当たっては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について推進するよう努めることとします。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

##### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」及び、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の实情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては、巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

##### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

##### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

#### 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

## 第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害については、被害の早期発見に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導を行う場合があります。

#### (2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、増毛町と北海道留萌振興局、美唄林業試験場、留萌南部森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護に当たっては、留萌南部森林組合、林業事業体の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当無し

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該 当	な し

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても伐採を促進する指導等行うことがあります。

#### (2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。

イ 森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然公園指導員、自然保護監視員、鳥獣保護員、生物多様性保護監督員、林業関係者が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

##### 1 保健機能森林の区域

単位 ha

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考
地区	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
該当	無し		該当無し				

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

森林保健機能森林の整備に当たっては、既存の森林施業計画を利用し、森林と森林保健施設を一体的に整備するため当該森林施業計画を変更し、対象森林の保健機能の増進を図るための計画

(以下「森林保健機能増進計画」という。)を作成し、森林施業と一体となった施設設備を、計画的かつ一体的にすすめるものとします。

優れた風致・景観の維持、裸地下の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

###### (1) 森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえ多様な施設の整備を行うものとします。

###### (2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定めます。

樹種	期待平均樹高	備考
カラマツ トドマツ その他	該当無し	

##### 4 その他必要な事項

保健機能森林の管理、運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、防火体制及び防火施設の整備、交通の安全等の円滑な確保に留意するものとします。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当無し

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当無し

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当無し

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

#### 1 森林の総合利用施設の整備計画

箸別避難小屋周辺の森林については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、トドマツ・アカエゾマツを中心とした植栽、不良木の除去とともに、管理施設、遊歩道等の施設整備を進めることとします。

また、この地域を保全するとともに自然散策の拠点となるよう、下刈、不良木の除去、植栽、遊歩道の整備を行うこととします。

この場合、憩いの場としての整備を促進します。

これらの事業を関係補助事業を活用し、積極的に推進することとします。

施設の種類	現 状 (参考)		将 来	
	位置	規模	位置	規模
箸別避難小屋 周辺	箸別・ 湯の沢地区	避難小屋 (木造一部2階建) 遊歩道20m	箸別・湯の 沢地区	避難小屋外壁等改修 遊歩道(周辺約1km)

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

該当無し

#### (2) 上下流連携による取組に関する事項

該当無し

#### (3) その他

青少年の森林学習を推進するため、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習など、青少年のための森林づくり体験活動を進めます。

また、町内会、自治会単位等で行われている植樹活動に対し苗木の提供などの支援を行い、町民参加による緑化運動の推進を図ります。

## 6 その他必要な事項

### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備に当っては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

### (2) 保安林その他制限林の施業方法

法令により立木伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林(以下、「制限林」という。)については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

#### ① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は、許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は、個々の保安林ごとに定められているが、一般的な留意事項は次のとおりです。

#### ア 立木の伐採の方法

##### (ア) 伐採種

主伐に係る伐採方式(伐採種)は、次のa～cの3区分とします。

a 禁 伐：主伐に係る伐採を禁止するもの(防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません)。

b 択 伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。

c 皆 伐：伐採種を定めないので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

##### (イ) 伐採齢

伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

##### (ウ) 特例

保安林の機能の維持または強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

a 期 間：特例の期間は指定後10年以内とされています。

b 伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達しなくても主伐に係る伐採をすることができます。

c 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあつては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあつては皆伐による伐採をすることができます。

##### (エ) 間伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であれば間伐に係る伐採をすることはできません。

#### イ 立木の伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

(イ) 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を20ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定められており、その限度をこえて伐採することはできません。

(ウ) 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。



ウ 択伐材積の限度

(ア) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率（注）を乗じた材積としています。

(注) 択伐率 = (森林の立木材積 - 前回の択伐後の森林の立木材積) / 森林の立木体積  
(上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。)

なお、10分の3をこえる場合は10分の3とします（ただし次のウに記す植栽指定が課せられた森林については10分の4をこえる場合は10分の4とします。）。

(イ) 保安林の指定後最初に行う択伐にあつては、その保安林の指定施業要件に定められた初回伐率を乗じた材積としています。

エ 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内とします。

オ 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限つて伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

(ア) 植栽の方法

a 次の(ウ)に記した指定樹種の満1年以上の苗を、(ウ)に記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。

b 択伐指定の箇所については、上記aに関わらず、aの本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

(イ) 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

(ウ) 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ヘクタール当たりの植栽本数を定めています。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保 護 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第 1 種 特 別 地 域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐です。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は現在の蓄積の10%以内です。

<p>第 2 種 特別地域</p>	<p>(1) 第 2 種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができます。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地、要改良森林、薪炭林を除く)は、原則として単木択伐法によります。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることにします。</p> <p>(6) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。</p> <p>① 伐区の面積は、2ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度 3 より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。</p> <p>② 伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。</p>
<p>第 3 種 特別地域</p>	<p>第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。</p>

③ 砂防指定内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第 4 条、砂防法施行条例第 3 条及び砂防法施行細則第 2 条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が 1 ヘクタール未満となるよう留意するものとします。

④ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 2 9 条第 7 項の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採に当たっての一般的な取扱いは、次のとおりです。

ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐です。

その他の森林にあつては、伐採種は定められていません。

イ 地域森林計画の初年度以降 5 年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の 5 倍です。

ウ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

⑤ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第 1 2 5 条及び北海道文化財保護条例第 3 5 条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

⑥ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。なお、その他の制限林における法令等の制限は、次表のとおりである。

《その他の制限林における伐採方法》

その他制限林	施業方法の法例等の規定
急傾斜地崩壊危険 区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条

(3) 森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

水道水の水源である暑寒別川上流の暑寒沢地区は、水資源のかん養の機能を特に発揮させる必要があるため、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図ることとします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
水源涵養林	1	全 域	56.14
	2	1~21	74.08
	3	全 域	169.04
	4	全 域	53.92
	5	全 域	76.08
	6	全 域	72.20
	7	全 域	72.12
	8	全 域	83.68
	9	全 域	83.19
	10	全 域	76.76
	11	全 域	89.27
	12	全 域	89.59
	13	全 域	98.24
	14	全 域	55.18
	15	全 域	107.46
	16	全 域	97.72
	17	全 域	101.16
	18	全 域	50.82
	19	全 域	103.16
	20	全 域	68.51
	21	全 域	93.92
	22	全 域	131.92
	24	1~5・7~52	76.64
	25	全 域	52.92
	31	全 域	178.26
	41	20~32・34・39~41	14.48
	42	7~10・12~26・34~40	33.96
	43	全 域	92.24
	44	全 域	74.20
	45	1~29・33~47・50~55・57~59・61~62	76.57
	46	1~11・14・15・19~34・39・41・42	78.30
	47	1・8・12・14・15~17	21.01
	48	1・3・4・23・24・28~30	17.56
	49	1~7・11・20~26・33・34	17.08
50	1・2・14~16・26~43・52・55~59	29.59	
62	全 域	147.70	
63	全 域	90.44	
64	全 域	87.93	
65	全 域	40.20	
66	全 域	109.73	
67	全 域	49.91	
68	全 域	115.64	
69	全 域	123.52	
70	全 域	74.68	
71	全 域	59.80	

	72	全 域	44.76
	73	全 域	47.07
	74	全 域	85.56
	75	全 域	94.36
	76	1・2・4~15・19・37	37.68
	77	全 域	216.63
	78	全 域	403.00
	79	全 域	203.35
山地災害防止 林	1	29~33	0.54
	2	18・20~24	24.11
	4	94~97・99	0.56
	5	96~98・100~105	1.48
	6	40~46・48	2.00
	8	18~21	3.32
	10	39~40	1.08
	12	21・87~88・94・105~107・121~126 135・139~147	7.80
	13	23	1.64
	15	58・73~75	1.44
	16	6・29~33	6.79
	17	7~9	3.16
	19	7・9~10・12・17~18	9.92
	21	4~7	3.88
	24	8・37~38・43・51	4.08
	26	45	0.08
	27	68~72・77・83~84・88~89・92~93・97・98	4.00
	28	56~61・66・68・127~130	20.39
	29	1・3~4・6~7・9~16・18・20~26・28・30~33 35~41・43~52・54~56・59~60・63~74・76 83~89・91~102・104~109	76.10
	30	5~8・11~16・35・46~47・56	13.44
	31	13・20・24・40・59・65~76・78~82・84~90 106・108・116	9.04
	32	32~34	0.96
	34	50~51	2.96
	38	69・91・116・167・168・181	5.73
	41	43~44	2.16
	42	20~22・37~39	8.60
	45	42~44	0.90
	50	36	0.28
	51	31~32・36~45・49・55	5.91
	52	18~19・22~25・27・34・100	2.86
	53	13・16~19・34~37	20.28
	54	32~37	9.64
	55	22~23	1.04
	57	3	0.40
	58	17・22~25	4.44
61	35・53~55・191~192	3.48	
62	1・4~6・8・12・14~20・23・26~29・31~32 35・38・40~42	105.88	
63	5~6・8・11~14・16~28	69.76	

	64	1・3~4・7~17・19~21	65.70
	67	44~45・78~79	0.97
	68	4~6・8・10・51~52・54・68~71・75・77~94	
	98		10.28
	72	1・42~47・49	3.52
	73	39~41	0.16
	77	1・14~20	12.36
	78	56~59	5.14
生活環境保全 林	9	17	1.12
	16	4・9	1.60
	18	8~9・14・17・19	2.83
	19	16	0.12
	74	1	0.40
	75	1	2.08
保健・文化機能 等維持林	2	18	0.04
木材等生産林	3	14~15	19.16
	4	全 域	53.92
	5	全 域	76.08
	6	全 域	72.20
	7	全 域	72.12
	8	全 域	83.68
	9	1・3~26	83.19
	10	全 域	76.76
	11	全 域	89.69
	12	全 域	89.59
	13	全 域	98.24
	14	全 域	55.18
	15	全 域	107.46
	16	全 域	97.72
	17	1~14	101.16
	18	全 域	50.82
	19	全 域	103.16
	20	全 域	71.48
	21	全 域	93.92
	22	全 域	131.92
	24	全 域	76.64
	25	全 域	52.92
	26	全 域	102.52
	27	全 域	126.61
	28	全 域	123.96
	29	全 域	83.66
	30	全 域	80.92
	31	1~106・108~117	178.26
	32	全 域	69.64
	33	全 域	99.49
	34	全 域	74.25
	35	全 域	82.65
	36	全 域	54.52
	37	全 域	78.02

	38	全 域	153. 11
	39	全 域	66. 48
	40	全 域	69. 19
	41	全 域	48. 09
	42	全 域	78. 79
	43	1~18・20~32	92. 24
	44	全 域	74. 20
	45	全 域	91. 79
	46	1~39・41~42	111. 99
	47	全 域	52. 43
	48	全 域	76. 74
	49	1~23・25~34	60. 40
	50	1~19・21~27・29~47・49~59・61	81. 67
	51	全 域	72. 83
	52	全 域	60. 37
	53	全 域	44. 12
	54	全 域	96. 44
	55	全 域	66. 60
	56	全 域	108. 48
	57	全 域	70. 44
	58	全 域	99. 07
	59	全 域	65. 76
	60	全 域	52. 24
	61	全 域	301. 54
	62	全 域	147. 70
	63	全 域	90. 44
	64	全 域	87. 93
	65	全 域	40. 20
	66	全 域	109. 73
	67	1~26・28~40・42~77	49. 91
	68	全 域	115. 64
	69	全 域	123. 52
	70	全 域	74. 68
	71	全 域	59. 80
	72	全 域	44. 76
	73	全 域	47. 07
	74	全 域	85. 56
	75	全 域	94. 36
	76	全 域	94. 56
	77	全 域	218. 24
	78	全 域	403. 00
	79	全 域	203. 35
特に効率的な施業が可能な森林	4	11~12・17~19・21~34・37・39・41・43・51~58・60・61・64・66~71・73・75・78・80~82・85~93・100・101・103	16. 80
	5	1~3・5~20・22~29・31・34~36・46~54・58・61・63・70・73~77・79~95	34. 48
	6	1・2・7・32・35	4. 52
	7	6・22~25	8. 56
	8	15・17	1. 88

9	8~11·14~16·18~26	37. 16
10	1~3·9·10·19·32·34~36·38·41~43	12. 20
11	1~4·6~9·11~14·17~19·21~23·26~28·30· 31·36·39·40·42~44·48·53·62·64·68·70· 77~82	47. 68
12	1~20·22~26·28~34·37·38·40·41·44·45· 49·51·53~57·63·65·71·76·78·79·81·83· 84·91·92·101~103·108~112·114~120·127· 130~134·136~138·148~152·154·155	35. 28
13	6·9·14~22	19. 04
14	2·10·11·13·14·16~19·21·22·26·31·32	13. 32
15	5·10·16·18·29·36~42·47·51·53~55·59· 60·62·63·65·67·68·71·72·76·78~83·85	
16	22·24~28	38. 54
17	5·6	2. 20
18	1~7·10~13·15·16·18	47. 99
19	1·4·14·15·27	9. 00
20	8~11·14·15	13. 56
21	9~11·13~22	78. 72
22	9~14·17~20	119. 48
24	9~11·13·15·16·21·23·27·28·30~36·39· 40·44~50	32. 52
25	9·14~22	30. 27
26	2·3·11·14·15·17·19·22·29·30·36·41~44· 46·48·49	27. 20
27	2~5·8·12·14·15·27·30·31·34·36·39·40· 43~45·50~54·57~67·76·78~81·86·87·90· 91·94·95	38. 37
28	1~5·9·11~14·16·18·23·24·27·29·31~37· 39·42·43·45~48·50·51·64·65·73·78~119· 121·122·126·131	44. 82
29	27·34·37·61·62	3. 60
30	1~4·17·19·21~23·29·31·36·37·42·43·45· 51·52·55·57·58·61·62	34. 80
31	1·2·9·10·14·18·32·34·51~58·60~64·83· 111~115·117	73. 37
32	1·5·17·28·30·42~44	22. 92
33	6·25·30·34~36·40·41·52~61·64~69·71	24. 19
34	1~3·5·7~10·13·17·22~27·33·43~49· 53~57·66~70·73	17. 07
35	1·2·4~8·10~12·20·22·23·26~30·33·38· 41·47~57·59~74·76~79·82~89·91~119· 126·132·133	37. 09
36	1~3·8~11·13·16~23·27·28·32·38·39· 43~46·49·53~55·57	24. 92
37	8·9·11·14·17~24·37~46·49·50·52·53·57· 60~62	25. 73
38	1~15·18·19·27·28·37·42·44·50~53·58· 60~63·65~68·71·77~82·87~90·93~96· 99~103·105~115·117~135·140·146·150· 152~166·170·172~180·183	67. 94



39	9~11·15~21·25~38·40~42	34. 87
40	4·7·14·15·18·22~29·31~38·42~44	40. 32
41	6~8·12~14·16·20·28~41·46·47	17. 58
42	4·5·7·9~11·14~17·19·23~34·40~46·49	49. 60
43	3·16·20·21·26~32	40. 17
44	1·3·8·10	3. 96
45	3~11·14·16·18·20·27·32~36·40·41·45· 48·50~64	42. 39
46	4·11·19~25·31·32·35~37·39~42	48. 20
47	9~14·16	36. 84
48	23~27	18. 22
49	2·17·21~27·29~32·34	16. 36
50	1·15·16·22·27·31~35·37~43·49~59	33. 67
51	2·15·21~23·25~30·33~35·46~48·54	38. 22
52	1·2·6·7·11·13·14·21·29·32·33·35~37· 39·40·101·109	38. 98
53	3·7·12·15~18·21~24·27~33	25. 66
54	2·3·5·6·8·10·12~20·24·28~30	55. 76
55	1~4·8~10·12·15~21·26·29·30	56. 92
56	2·10~12·19·24·33~38·40~42	63. 84
58	2·6·9·10·13·15·21·26	50. 08
59	3~5·10~12·14·16	36. 48
60	4~18·29	20. 68
61	2·3·5·8·13~18·20·21·24~34·36~38·40· 41·44~52·56~83·85~118·123~134·142· 143·145·147·152~166·168~174·176~184· 188·189·193·196·199~204·207·208·212· 213·303	244. 41
62	4·5·12~21·24~28·30·31·35·37·38·40·41	103. 01
63	5·6·8·11~14·16~23·25·26	60. 28
64	3·6·8~14·17·19~24	54. 53
65	1·7·8·11·21~27	19. 25
66	1~4·6~11·13·15~17·19~33	101. 46
67	2~4·6~10·13·18·19·21~23·25·28·29· 31~43·47·48·50·51·53~61·64~70·74~77	30. 26
68	1~3·7·11·14~16·19~22·25·30·34~37·41· 42·44~47·49·53·55·56·59·60·62·72· 95~97·99~105	24. 36
69	5~7·16	19. 96
70	4·6~11·19~21	18. 32
72	2~8·10·19·21·32·34·38~41·50~52·57·58	8. 36
73	5·6·10~14·17·18·22·24~26·28~30·33~38· 45·46	12. 36
74	3·6~9·12	36. 32
75	4·6·10·15·21	22. 36
76	1~4·22·24·33·36·37	25. 97
78	1·4·9·10·12·13·16·22·33·34·38·40·42· 44·46·49~51·53~55·72·74·79~93·95~97· 99·201~214	305. 39
79	1·2·11~15·17~19·22~25·27~29·36·40~42· 44~56·58~61·68·74·76~79	160. 94

2 上乘せゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
水資源保全ゾーン	9	17~26	7.72
	10	1~8	11.84
	16	全 域	97.72
	17	全 域	101.16
	18	全 域	50.82
	19	全 域	103.16
	20	全 域	68.51
	21	全 域	93.92
	22	全 域	131.92
	24	1~24・28・32・34~38・41~45・48~51	49.96
	25	1	1.20
	41	20~26・28~32・39~41	11.72
	42	7~10・12~26・34~40	33.96
	45	1~29・33~47・50~55・57~59・61~62	76.57
	46	1~11・14・15・19~34・39・41・42	78.30
	47	1・8・12・14・15~17	21.01
	48	1・3・4・23・24・28~30	17.56
	49	1~7・11・20~26・33・34	17.08
	50	1・2・14~16・26~27・29~43・52・55~59	29.59
	74	全 域	85.56
75	全 域	94.36	
76	1・2・4~15・19・37	37.68	
79	6・10・13・16・19・33・35~39・45・63	46.92	
生物多様性ゾーン	水林辺タイプ	該当無し	
	保護地域タイプ	該当無し	

【道有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
水源涵養林 <sup>かん</sup>	1	1~5・9・13・14・16・41・44・53~57・59・63・96・98	154.77
	13	3・4・7	29.94
	14	6・35	65.32
	20~49	全 域	8,167.96
	50	1~3・41・51・55・60・90	49.74
	51	全 域	254.01
	52	1~17・31・41・43・44・51~56・58・59・96	245.57
	53	全 域	309.42

山地災害 防止林	1~19	全 域	5,328.37
	20	12・91・92・95	3.67
	22	1~4・6・32・95	128.14
	24,25	全 域	474.05
	26	1・2	86.75
	27	1	11.98
	28	3	0.41
	29	12	3.93
	30	1・6・8・9・32	120.81
	31	2・3	5.03
	33,37	全 域	386.61
	39	1・5・31・35~38	124.89
	40	1・2・31~33	82.18
	41	1・4・5・31・32	155.17
	42	1・3・31・96	140.51
	50	全 域	323.65
	51	1・5~7・9・13~16・18・19・41・52・55~58・60・6 1・67~69・94・96	114.69
	52	5・7・11・12・17・21~23・56	65.52
53	9・19	10.87	
生活環境 保全林	該当なし		
保健・文化 機能維持林	20	1~11・14・15・31・32・48・49・51~57・96・98	414.45
	21	全 域	384.18
	22	5・7・8・31・91・96	141.73
	23	全 域	375.39
	26	3・4・96	129.27
	30	12・15	15.29
	31	9・15	47.38
	32	4・8・29・34・96	104.77
	34~36・ 38~49	全 域	4,106.10
木材等生産林	該当なし		
特に効率的な施 業が可能な森林	該当なし		

## 2 上乗せゾーニング

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林 班	小 班	
水資源保全ゾーン	1	1~5・9・13・14・16・41・44・ 53~57・59・63・96・98	154.77
	13	3・4・7	29.94
	14	6・35	65.32
	20~26	全 域	2,138.08
	27	3~6・40・59・60	98.19
	28~49	全 域	5,868.12
	50	1~3・4・51・55・60・90	49.74
生物多様性 ゾーン	水辺林タイプ	該当なし	
	保護地域タイプ	32	29

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施計画(参考)(注1)
		林 班	小 班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1	全 域	56.14	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		2	1～21	74.08	
		3	全 域	169.04	
		4	全 域	53.92	
		5	全 域	76.08	
		6	全 域	72.20	
		7	全 域	72.12	
		8	全 域	83.68	
		9	全 域	83.19	
		10	全 域	76.76	
		11	全 域	89.27	
		12	全 域	89.59	
		13	全 域	98.24	
		14	全 域	55.18	
		15	全 域	107.46	
		16	全 域	97.72	
		17	全 域	101.16	
		18	全 域	50.82	
		19	全 域	103.16	
		20	全 域	68.51	
		22	全 域	93.92	
		23	全 域	131.92	
		24	全 域	76.64	
		25	全 域	52.92	
		31	全 域	178.26	
		43	全 域	92.24	
		44	全 域	74.20	
		45	1～29・33～47・50～55・57～59・61・62	76.57	
		46	1～11・14・15・19～34・39・41・42	78.30	
		47	1・8・12・14・15～17	21.01	
		48	1・3・4・23・24・28～30	17.56	
49	1～7・11・20～26・33・34	17.08			
50	12・14～16・26～43・52・55～59	29.59			
62	全 域	147.70			
63	1・2・4～15・19・37	90.44			
64	全 域	87.93			
65	全 域	40.20			
66	全 域	109.73			
67	全 域	49.91			
68	全 域	115.64			
69	全 域	123.52			
70	全 域	74.68			
71	全 域	59.80			

		72	全 域	44.76	
		73	全 域	47.04	
		74	全 域	85.56	
		75	全 域	94.36	
		76	全 域	37.68	
		77	全 域	216.63	
		78	全 域	403.00	
		79	全 域	203.35	
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)	該当なし			主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:10ha以下
森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	53	17・18・21~23・25	6.66	主伐林齢:注3の表による 皆伐面積:20ha以下
		63	5~6・8・16~27	69.76	
64		3~4・8~14・17・19~20	33.40		
67		78・79	0.41		
	複層林施業を推進すべき森林 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	5	96~98・100~105	1.48	主伐林齢:標準伐期齢以上 伐採率:70%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
6		40~46・48	2.00		
8		18~21	3.32		
9		17	1.12		
10		39~40	1.08		
12		21・87~88・94・105~107・121~126・135・139~147	7.80		
13		23	1.64		
15		73~75	1.04		
16		4・9・29・31~33	6.35		
17		7~9	3.16		
19		7・9~10・12・16~18	10.04		
21		4~7	3.88		
24		8・37~38・43・51	4.08		
26		45	0.08		
28		56~61	16.68		
29		1・3~4・6~7・9~16・18・20~26・28・30~33・35~38・40・43~52・54~56・59~60・63~74・85・95・99・102	67.26		
30		5~8・11~16・35・46・47・56	13.44		
31		13・20・24・40・59・65~76・78~82・84~90・106・108・116	9.04		
32		32~34	0.96		
34		50~51	2.96		
45	42~44	0.90			
50	35	0.28			
51	36~45	2.72			
52	18・19・22~25・27・34・100	2.86			

			53	16・19~20	8.49	
			54	32~33	6.96	
			55	22~23	1.04	
			57	3	0.40	
			58	17・22~25	4.44	
			61	35・53~55・191~192	3.48	
			62	1・4~6・8・12・14~20・ 26~29・31・35・38・40~ 42	104.56	
			64	1・7・15・16・21	32.30	
			68	8・10・51~5278~94	7.00	
			72	1・43~47	2.76	
			74	1	0.40	
			75	1	2.08	
			77	1・14~20	12.36	
			78	56~59	5.14	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	29・33	0.54	主伐林齢:標準伐期 齢以上 伐採立:30%以下又 は40%以下 その他:標準伐期 時の立木材積の7/10 以上を維持する
			2	18・20~24	24.11	
			4	94~97・99	0.56	
			15	58	0.40	
			16	6・30	2.04	
			27	68~72・77・83~84・88~89・ 92~93	3.58	
			28	66・68・127~130	3.71	
			29	39・41・76・83~84・86~89・ 91~94・96~98・100~101・ 104~109	8.84	
			38	69・91・116・167・168・ 181	5.73	
			41	43~44	2.16	
			42	20~22・37~39	8.60	
			51	31~32・49・55	3.19	
			53	13・34~37	7.40	
			54	34~37	2.68	
			62	23・32	1.32	
			67	44~45	0.56	
			68	4~6・54・68~71・75・77・ 98	3.28	
		72	42・49	0.76		
		73	39~41	0.16		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし				特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

【道有林】

区分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画 における主な 実施基準 (参 考) (注1)	
			林班	小 班			
水源の涵養の機能 の維持増進を図る ための森林施業を 推進すべき森林	伐期の延長を推進す べき森林		27	2・7・29・51・53~55・58・61~ 64・97~99	64.59	主伐林齢：標準 伐期齢+10年 以上 皆伐面積：20ha 以下	
			51	2~4・8・10~12・17・51・53・ 54・59・62~66・95・99	139.32		
			52	1~4・6・8~10・13~16・31・41・ 43・44・51~55・58・59・96	184.89		
			53	1・3~8・11・16・17・41~49・ 51~60・94・96	298.55		
	伐採面積の規模の 縮小を行うべき森 林 (注2)		1	1~5・9・13・14・16・41・44・ 53~57・59・63・96・98	154.77	主伐林齢：標 準伐期齢+10 年以上 皆伐面積： 10ha以下	
			13	3・4・7	29.94		
			14	6・35	65.32		
			20	1~12・14・15・31・32・48・49・ 51~57・91・92・95・96・98	418.12		
			21~26	全 域	1,719.96		
			27	3~6・40・59・60	98.19		
			28~49	全 域	5,855.12		
			50	1~3・41・51・55・60・90	49.74		
	森林の有する土地 に関する災害防止 機能、土壌の保全 の機能、快適な環 境の形成の機能又 は保健機能の維持 増進を図るための森 林施業を推進すべ き森林	長伐期施業を推進す べき森林 (注3)		1	51・54~56・59・60・62	46.52	主伐林齢：注3 の表による 皆伐面積：20ha 以下
		複層林施 業を推進 すべき森 林	複層林施 業を推進 すべき森 林 (択伐 によるも のを除 く)	1	1・4~16・31~33・41~46・52・ 53・57・58・61・63~65・95・96・ 98	212.84	主伐林齢：標準 伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐 期齢時の立木材 積の1/2以上を 維持する
2				1・2・5~7・31・32・51~55・96	118.11		
3				1・3~6・8~12・15~22・31・44~ 46・51~56・58~61・94~97・99 1~9・16・41~45・52~54・56~ 58・60~63・94・96	217.96		
4				1・2・5・6・31~33・41・51・52・	238.57		
5				55~57・96	146.96		
8				1・2・4・5・7・8・96	313.21		
9				1~3・96	139.32		
13, 14				全 域	515.38		
15				1・4・5・10・31・96	115.35		
16				1・4~7・96	189.44		
17				6・96	29.53		
18				1・96	67.03		
20				12	1.23		
22				1~3・31・32	113.73		
24				全 域	212.93		
25				1~6・96	223.57		
26				1	65.69		
27				1	11.98		
28				3	0.41		

		30	1・6・8・9・32	120.81	
		31	2・3・9・15	52.41	
		32	96	3.45	
		33	全 域	214.26	
		37	1・2・4・6・36・42・94・96・97	136.40	
		38	1・33・34・35・96	78.22	
		39	4・33・34・35・37・94・96	47.98	
		41	1・4・5・31・32	155.17	
		42	1・3・31・96	140.51	
		51	1・5~7・9・19・52・57・60・61・ 69・94・96	72.96	
		52	5・7・11・12・17・21・56	62.99	
		53	9・19	10.78	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	2・3	23.01	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下 又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		2	4・8・9・10・56~65	48.97	
		3	2・13・14・23・57	19.49	
		4	17・31・59	58.19	
		5	7・10・11・53・54	134.21	
		6・7	全 域	634.32	
		9	4・5・6・7	255.89	
		10~12	全 域	815.41	
		15	2・3	156.68	
		16	2・3・8・9	138.46	
		17	1~5・7・8	399.37	
		18	2・3	103.88	
		19	全 域	189.92	
		20	1~11・14・15・31・32・48・49・ 51~57・91・92・95・96・98	416.89	
		21	全 域	384.18	
		22	4~8・91・95・96	156.14	
		23	全 域	375.39	
		25	7	38.00	
		26	2~4・96	150.33	
		29	12	3.93	
		30	12・15	15.29	
		32	4・8・29・34	101.32	
		34~36	全 域	793.78	
		37	5・31・41・95	35.95	
		38	2・3・6・31	108.65	
		39	1・2・5・31・32・36・38	197.36	
		40	全 域	211.20	
	41	2・3・96	214.66		
	42	2	35.92		
	43~50	全 域	2,446.33		
	51	13~16・18・41・55・56・58・67・ 68	41.73		
	52	22・23	2.53		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当無し			特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する



	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ	56年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ 天然林を含む	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立 する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立 する広葉樹	128年以上

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法の、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

・参考資料に該当無し

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域 (林小班)	備 考
4 林班- 35・38・59・102・104 小班	木材等生産森林のうち人工林
5 林班- 96・100~105 小班	
6 林班- 14・25・27・30・33・34~38・44・45・48・51・52 小班	
10 林班- 27 小班	
11 林班- 5・10・63・75 小班	
12 林班- 21・87・94・106・107・121~126・135・140・146・147 小班	
13 林班- 6・9・14~22 小班	
15 林班- 15・58・77 小班	
16 林班- 9・23・33 小班	
18 林班- 9・17・19 小班	
19 林班- 12・16 小班	
21 林班- 4 小班	
24 林班- 8・37・38・43 小班	
27 林班- 73・85 小班	
28 林班- 15・57・58・60・61・120・127・129 小班	
29 林班- 1~4・7・10~15・18・20・22~25・28・31~32・35・36・38~41・44・45・47~52・54~56・59・60・63~68・72・73・83・85・87~89・92~99・102・106~109 小班	
30 林班- 5・6・8・12・14~16・56 小班	
31 林班- 69・73~76・78・82・84・86 小班	
32 林班- 32・34 小班	
37 林班- 47・48・51 小班	
38 林班- 16・17・21・25・26・167・168 小班	
39 林班- 5 小班	
41 林班- 43 小班	
42 林班- 22・37~39 小班	
44 林班- 7・17・21・22 小班	
45 林班- 29・37~39・42~44 小班	
46 林班- 10・15・26~30 小班	
48 林班- 2・12・16~20 小班	
50 林班- 36 小班	
51 林班- 37・40・41・43・44 小班	
52 林班- 23・25・34・38・100 小班	
53 林班- 34・35・37 小班	
54 林班- 1・4・7・9・11・21~23・27・31~36 小班	
55 林班- 5~7・11・13・14・22・23・25・31 小班	
57 林班- 1~3 小班	
58 林班- 1・3・8・11・22・24 小班	
59 林班- 2・6・9・13・15・17 小班	
60 林班- 1~3・19~28 小班	
61 林班- 35・53~55・191・192・210・211・217 小班	
62 林班- 29・32 小班	

<p>65林班－28小班  66林班－5・12・14・18小班  68林班－4・6・8・10・51・52・54・78・80・82・  84～86・89・90・92・98小班  69林班－17小班  72林班－1・12・43・45小班  75林班－5・7～9・11・14・16・17小班  76林班－5～12・14～17・21・25・32～35小班  77林班－3～8・10・13・14・16・18・19・30・  32小班  78林班－52・67～71・73・94小班  79林班－30・31・38・63小班</p>	<p>木材等生産森林のうち人工林</p>
<p>9林班－18～26小班  10林班－1～3小班  16林班－9・22～28・33小班  17林班－5～6小班  18林班－1～7・9～13・15～19小班  19林班－1・4・12・13・15・16・27小班  20林班－8・10・11・14・15小班  21林班－4・9～11・13～16・20～22小班  22林班－9～14・17～20小班  24林班－8～11・13・15・16・21・23・  28・32・34～38・41～45・48～50小班  41林班－20・28～32・39～41小班  42林班－7・9・14～17・19・22～26・34・  37～40小班  45林班－3～11・14・16・18・20・27・29・  33～45・50～55・58・59・61・62小班  46林班－4・10・11・15・19～32・39・41小班  47林班－12・14・16小班  48林班－23・24小班  49林班－2・21～23・25・26・34小班  50林班－1・15・16・27・31～43・52・  55～59小班  74林班－3・6～9・12小班  75林班－4～11・14～17・21小班  76林班－1・2・4～15・37小班  79林班－13・19・36・38・45・63小班</p>	<p>水資源保全ゾーン</p>

(注) 上記の森林は、主伐を行う場合は、「伐採跡地の更新をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

(注) 植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

また、次の箇所は当該区域に含めないものとします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- (3) 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

## 別表4 鳥獣害の防止の方法

### 【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
エゾシカ	3、4、6～8、54、55 58～64、68～73、77 林班	2,140.14ha

### 【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
エゾシカ	1～4、6～8、51～53 林班	2745.03ha

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。